

障害者団体等説明会意見要旨及び区の対応（案）

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
1	-	計画全体	重層的支援体制整備事業に取り組む予定はあるか。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 重層的支援体制整備事業については、現時点では区として行う予定はありません。区では基幹相談支援センターを中心として、関連する部署と連携し、専門的な相談、総合的な相談支援を実施していきます。
2	-	計画全体	説明会の開催にあたり、情報提供の面で視覚障害者のための合理的配慮をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 情報提供の面で視覚障害者への合理的配慮の提供を実施していきます。
3	-	計画全体	視覚障害者に向けた施策や計画内容が薄い。もう少し視覚障害者にもわかりやすくしてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 視覚障害者に向けた施策や計画内容については、主に個別施策⑦コミュニケーション支援・移動支援の充実、個別施策⑧多様な手法による情報提供の充実、個別施策⑨ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進に、記載しています。視覚障害者にもわかりやすい計画となるよう努めています。
4	-	計画全体	パブリックコメントについて、聴覚障害者でFAXを持っていない人もいるため、ホームページから提出できるか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区のホームページに区民意見システムがありパブリック・コメントへの意見を提出できます。
5	59	個別施策②	訪問入浴(巡回入浴)の提供体制の充実をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 -利用者の意見・要望や他自治体の状況などを踏まえ、今後も提供体制の充実に向け、適正な利用回数についての調査・研究を継続していきます。
6	59	個別施策②	社会福祉協議会で実施している見守り支援の内容について知りたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 地域で高齢者の方が安心して暮らして続けられるよう、75歳以上の人一人暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯の方を対象に、地域見守り協力員が定期的にご自宅を訪問し、生活の見守りを行っています。利用申請窓口は、新宿区社会福祉協議会となります。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
7	59	個別施策②	見守りのDX化が必要である。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者福祉を含む福祉・介護の業界全体で、人材不足が継続しており、人材の確保や育成・定着は重要課題になっています。DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、障害者を支援する事務量を軽減し、その余力を直接的な支援に振り替えるなどの対応が考えられます。今後もこうした事例等を参考にしていきます。
8	59	個別施策②	おむつ代の負担軽減をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 昨今の物価高騰の影響を踏まえ、今後も助成対象者を取り巻く環境が厳しいものとなることが予想されたことから、令和6年1月より、助成限度額を10,000円に引き上げます。
9	67	個別施策④	18歳以降の暮らしの支援体制を整えるとともに、安心して子どもを産み育てられる社会についていく必要がある。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 18歳以降のサービス利用がスマーズに行えますよう、今後とも進路対策連絡会での進路決定や、相談支援事業所との連携強化を行ってまいります。
10	68	個別施策④	区立あゆみの家等の区立の障害者施設について、改修と建て替えはどのような基準で決まるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区立障害者福祉センターとあゆみの家については、改修等を行いながら当面は現施設の利用を継続する予定です。 新宿生活実習所については、施設前面の外苑東通り拡幅事業に伴い一部の施設内事業への影響が避けられなかったこと、また施設面の課題の解決や生活実習所の定員拡充の必要性等を踏まえ、現行施設の改修ではなく建替えの判断を行ったものです。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
11	68	個別施策④	区立あゆみの家の建て替えの予定や排水管関係のメンテナンス状況についてうかがいたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 現時点であゆみの家の建替えの計画はありません。しかし毎年度、定期点検の際には外観で確認できる配管の状況について確認を行っているほか、施設職員から日常的な水のにごり等を聞き取る中で、可能な限り配管の状況の把握に努めています。また、中長期修繕計画に基づく設備改修工事の際には付随する配水管について点検し必要であれば交換等、管理を行っています。
12	70	個別施策⑤	障害児を育てる家族の金銭的な負担軽減について、国手当の所得制限の撤廃ができないか。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 この手当は国の法律で定められた手当であり、今後も国の動向を注視してまいります。 なお、所得による支給制限を行うこととしているのは、制度の全てを公費で賄う福祉措置であるため、かなりの所得を有する者までその対象とすることは問題があること、年金制度等についても同様の趣旨から所得制限が行われていることを考慮したものです。
13	72	個別施策⑦	サービスを担う人材の確保・育成について、どのようなことを考えているのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 新しく人材を入れるだけでなく、現在就労している方に定着してもらうことも大切な視点であり、利用者としても人材の安定は重要だと思います。働きやすい労働環境が整備できるよう指導や研修を実施してまいります。
14	76	個別施策⑨	地域生活支援拠点における中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の機能について教えていただきたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 中落合一丁目に整備される施設における相談支援事業では365日24時間の相談体制を確保し、区役所の営業時間外において、同施設の短期入所に限らず緊急時の短期入所受付や利用調整を行う予定です。
15	90	個別施策⑯	放課後等デイサービスの利用について、夏季休暇中等の利用時間の延長ができればよい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 サービス事業所ごとに開所時間を決めております。ご利用のサービス事業所にご相談ください。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
16	90	個別施策⑯	障害のある子を育てながらも当たり前に働き続けられる保護者の就労支援として、新宿養護学校内の放課後子どもひろばの提供をご検討いただきたい。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区の放課後子どもひろばは、学校の余裕教室等を活用して、スタッフの支援のもと、子どもたちが自由に集い自主的に活動する遊び場と体験プログラムの提供を行う事業です。</p> <p>児童を預かることは、学童クラブで行っています。学校や教育委員会にご協力頂いて、学校内学童クラブを実施している小学校もあります。</p> <p>今後も、学童クラブの定員拡充を行っていきます。</p>
17	96	個別施策⑰	障害者福祉センターの改修工事について、新たな計画の期間内に行う工事はどのようなものか。	F質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>区立障害者福祉センターにおいて現在実施している改修工事は、多機能型事業所の生活介護の定員拡充及び利用者の環境整備を目的としており、個別施策⑰の「学校教育修了後の進路の確保」に沿った施策の実施という意味で、本項目に挙げたところです。</p> <p>なお、現時点において区立障害者福祉センターの建替えは計画されていません。</p>
18	96	個別施策⑱	学校から直接就労した場合の支援は何があるか。	F質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>勤労者仕事支援センターにご相談ください。</p>
19	97	個別施策⑲	障害者福祉センターの生活介護における重度障害者への給食の提供体制の改善をお願いしたい。	F質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>障害者福祉センター内の事業所利用者が利用している給食については、給食業者との委託契約で実施しているものです。食材の加工等は契約内容に関わる事項ですが、必要に応じ受託事業者と調整しています。</p>
20	97	個別施策⑳	障害者福祉センターの給食の内容の変更は可能か。	F質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>障害者福祉センター内の事業所利用者が利用している給食については、給食業者との委託契約で実施しているものです。食材の加工等は契約内容に関わる事項ですが、必要に応じ受託事業者と調整しています。</p>

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
21	99	個別施策⑩	払方町国有地、中落合一丁目グループホーム整備の進捗状況と建設業者が決まらなかった場合の対応について教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 現在、払方町国有地及び中落合一丁目区有地の整備については、それぞれ工事事業者の選定を行っているところです。昨今の建築業界における資材高騰や人手不足により業者選定自体が難しい状況ですが、各整備事業者が適切な工事事業者を選定できるよう区でも必要な支援を行っていきます。
22	99	個別施策⑩	払方町国有地、中落合一丁目グループホームの対象となる障害種別は。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 払方町国有地に整備予定のグループホーム利用者の主な障害種別は知的障害で、中落合一丁目区有地については、知的障害及び一部ユニットは肢体不自由を対象とするグループホームになります。想定する障害支援区分及び重複障害の受け入れの可否等の詳細な条件については、当事者等のご意見を踏まえ各整備事業者と協議を行っています。
23	99	個別施策⑩	中落合の施設の今の状況はどうなっているか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 現在、工事事業者を選定している段階です。当初の工事着工予定からは遅れていますが、今後も整備事業者と定期的な連絡調整を行いながら着実に施設開設に向け支援を行っていきます。
24	99	個別施策⑩	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、地元住民との協議の結果はどうなったのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区では令和3年から5年にかけ、中落合一丁目区有地における整備施設の事業説明や整備事業者公募、また整備事業者決定後の建築計画等、数度にわたって説明や意見交換を行ってきました。この説明や意見交換を通じ、地域住民の方の多くに地域に開かれた障害者施設という本整備のコンセプトをご理解いただたと考えています。
25	99	個別施策⑩	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、障害者の安全を確保したつくりとなるようお願いしたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 地域交流棟は本体施設とは別棟の建物であり、地域に開かれた施設として近隣住民等、施設外の方も営業時間中に随意に利用できる施設になります。本体施設については、利用者のみの入館を想定しており、利用者が安全安心に過ごすことができるよう適切に施設管理を行っていきます。
26	99	個別施策⑩	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、収容人数はどのくらいか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 中落合一丁目グループホームの定員は17人(知的障害者12人、肢体不自由者5人)、生活介護事業の定員は20人です。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
27	99	個別施策⑩	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、利用希望者はどのくらいいるのか。また、入居できるのは区民だけか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 入居者の応募前であり、将来的・潜在的な入居希望数は把握していません。なお、現時点で入居者については原則として新宿区民になる予定です。
28	99	個別施策⑩	視覚障害者とグループホームにどのような関係があるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 現時点で予定されている公有地を活用したグループホームの整備について、利用対象者を視覚障害者としているものはありませんが、今後、社会福祉法人等によるグループホームの整備について新規グループホーム整備や開設の相談があつた際には、視覚障害者のニーズを伝えていきます。
29	99	個別施策⑩	地域移行や一般就労への移行は視覚障害者に関係が薄い。今後整備される予定のグループホームは視覚障害者が希望するような施設になるのか。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 払方町国有地に整備予定のグループホーム利用者の主な障害種別は知的障害で、中落合一丁目区有地については、知的障害及び一部ユニットは肢体不自由を対象とするグループホームになります。なお、現時点で早稲田南町のグループホームについて、対象とする障害種別等は決まっていませんが、ご意見として伺います。今後、社会福祉法人等によるグループホームの整備について新規グループホーム整備や開設の相談があつた際には、視覚障害者のニーズを伝えていきます。
30	99	個別施策⑩	視覚障害者向けの入所施設の整備をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現時点で早稲田南町のグループホームについて、対象とする障害種別等は決まっていませんが、ご意見として伺います。
31	99	個別施策⑩	払方町と中落合のグループホームには聴覚障害者も入ることができるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 払方町国有地のグループホームについては利用者の主な障害種別を知的障害とし、中落合一丁目区有地のグループホームは主な障害種別を知的障害及び一部、肢体不自由者を対象とするグループホームになるため、主な障害種別が聴覚障害となる方については対象とはなりません。 今後、社会福祉法人等によるグループホームの整備について新規グループホーム整備や開設の相談があつた際には、聴覚障害者のニーズを伝えていきます。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
32	99	個別施策⑩	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の相談支援が対象とする障害種別は決まっているのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 中落合一丁目区有地の障害者施設における相談支援の障害種別は特に定めていません。本施設の相談支援事業は特定の障害種別を対象とするのではなく、地域生活支援拠点の面的な一部として整備します。
33	99	個別施策⑩	新宿生活実習所の新施設について、スペースは狭くなるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 新宿生活実習所の建替え後の新施設では、短期入所の定員が1人増、生活介護の定員が50人から65人に増りますが、利用者一人あたりの面積は建て替え前の施設と同程度になる予定です。新施設移転後も利用者にとって過ごしやすい環境となるよう施設運用に努めています。
34	99	個別施策⑩	グループホームへの入居に関する相談について、相談支援専門員から紹介される施設の情報は区役所が把握している情報なのか。	F質問に回答する	ご意見に回答します。 相談支援専門員に対しては空き情報の提供などを行っております。支給決定には区への申請も必要となりますので、区も把握しています。
35	99	個別施策⑩	株式会社恵について、区で運営状況を調べることはしているのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 株式会社恵に関しては、東京都等への情報提供を適切に行っております。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
36	99	個別施策⑩	グループホームの申込み方法について教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 相談支援専門員がプランに位置付ける必要がありますので、相談支援専門員に障害福祉サービスの利用希望についてはお伝えください。なお、支援係地区担当職員にお伝えいただいても結構です。
37	99	個別施策⑩	特定のグループホームに入居したい場合の申し込み方法を教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 その障害福祉サービス事業所に直接お問い合わせください。
38	103	個別施策⑪	入所施設等への入所希望がある場合、事前にどこに相談しておくとスムーズに入所できるか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 シャロームみなみ風の空き募集に関しては、区として把握している東京都入所調整施設待機者名簿に記載されている障害者及び、区内生活介護利用者の計画相談を担当している相談支援事業所に適切に情報提供を行っております。 民間障害福祉サービス事業所の利用者の募集に関しては、事業所が行うため、区として公募は行っておりません。空き床の募集情報は基幹相談支援センターをはじめ、区内相談支援事業所に来ますので、契約している相談支援専門員に入所希望をお伝えください。 また区内施設の新規開設の際は、広報等で募集情報をお知らせいたします。
39	103	個別施策⑫	入所施設の空き状況を、区は把握しているか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区に募集情報が入れば空き床の把握はしています。また、関係する相談支援事業所にも共有しています。東京都の入所調整施設待機者名簿への記載を希望する方は、1年以内に入所を希望する方に限ります。
40	103	個別施策⑬	区内入所施設へは区民の入所を優先させていただきたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 シャロームみなみ風は民設民営の障害者支援施設ですので、入所者の選定は当該施設が実施します。補助金の交付要件として新宿区民が9割以上と条件を課しておりますので、区民優先でご検討いただいております。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
41	107	個別施策⑭	ICTを活用した障害者の就労について期待したい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ICTの技術が進む中、通勤が困難な障害者にとっても、パソコンやインターネット等を活用して在宅で勤務するという機会が増えています。特に分身ロボットを活用し、全身体性障害者へ就労の機会を提供するなど、障害者の能力に応じた就労形態について、今後も注視していきます。
42	107	個別施策⑭	1つの就労移行支援事業所でうまくいかなかった場合、同じ事業所には通えないのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 就労移行支援事業所には利用回数に制限はありませんので、直接利用希望の施設にお問い合わせください。
43	107	個別施策⑭	新宿内に就労移行支援事業所は何か所あるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 令和5年7月における区内事業所は22事業所ありますが、対象としている障害の種別がそれぞれ異なります。また新宿区外の事業所も利用することができます。
44	107	個別施策⑭	勤労者・仕事支援センターのマンパワーを拡充する予定はあるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 現時点では勤労者・仕事支援センターの人員を拡充する予定はございませんが、社会環境等の変化に対応していくため、効果的・効率的に事業を実施できるよう各事業のあり方や実施方法について検証および見直しを行ってまいります。
45	112	個別施策⑯	就労移行支援事業所の定着支援が終わった後は新宿区の就労支援に戻ってもよいのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 就労移行や就労定着支援等の総合支援法によるサービス終了後に、さらに支援を必要とされる場合には、勤労者仕事支援センターにご相談ください。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
46	115	個別施策⑦	ホームページを確認することが難しい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
47	115	個別施策⑦	オンライン講座の活用をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう支援していきます。
48	115	個別施策⑦	パソコン・スマートフォン等の講習会の充実をお願いしたい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
49	115	個別施策⑦	遠隔手話通訳のタブレットの使用方法の周知をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区役所内で遠隔手話通訳のタブレットが円滑に利用できるよう、利用ガイドの周知を定期的に行ってまいります。
50	115	個別施策⑦	手話を言語として使える仕組みづくりをお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 いただいたご意見も参考にしながら、もう聴覚障害の方が安心した生活ができるよう区立施設の運営に努めています。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
51	115	個別施策⑦	フリーWi-Fiの環境整備をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立障害者福祉センターに設置予定のフリーWifiについては、団体の所属の有無に関わらず使えるものを予定しています。
52	115	個別施策⑦	社会福祉協議会の交流コーナーへのWi-Fi整備をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 視覚障害者交流コーナー・視覚障害者交流コーナーで実施する講座の開催時はポケットWi-Fiで対応していおり、フリーWi-Fiは使用できませんが、今後の環境整備について検討していきます。
53	119	個別施策⑧	視線入力によるゲームなど、障害特性に合わせた娛樂の提供があれば良い。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 簡易的な用具であれば日常生活用具等給付事業の情報通信支援機器(パソコン周辺機器)での給付対象となります。判定を要する補装具費給付事業の重度意思伝達装置でも検討が可能です。
54	132	個別施策⑩	消費者被害の防止に向けて、消費生活地域協議会の活用等、もう少し障害者を守ろうという姿勢を見せてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、関係所属のほか、外部の相談機関や事業者とともに、悪質商法の被害に遭いやすい障害者や高齢者の被害の早期発見と通報のためのネットワークを構築しています。今後は、障害者の方を悪質商法被害から守るため、障害者の支援団体やサービス事業者にネットワークへの参加を促してまいります。
55	134	個別施策⑬	計画に記載されている「協議会」の表記について、わかりにくいので正式名称で表記してはどうか。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 119ページ、127ページの「協議会」は、区主催の協議会を一般的に指しています。 163ページの「協議会」の表記は、国の基本指針の考え方をそのまま記載しています。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
56	143	個別施策⑧	各種手続きにおける合理的配慮や情報アクセシビリティの向上、スマートフォン・タブレット等の利用支援をお願いしたい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
57	143	個別施策⑧	中途失聴の聴覚障害者への合理的配慮をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。また、区役所においては手話通訳者を週2回配置するほか、窓口用タブレット端末や来庁者のスマートフォン等を利用して遠隔手話通訳等サービスを提供することで、区役所での手続きの利便性向上に努めています。
58	146	個別施策⑨	高田馬場駅の点字ブロックがはがれている箇所について、区から鉄道会社へ伝えてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 鉄道会社に、高田馬場駅の点字ブロックの補修をお願いしました。
59	146	個別施策⑨	多目的トイレの開閉ボタンの位置をわかりやすくしてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、条例の対象となる建築物については、車椅子使用者用便房の開閉ボタンは車椅子使用者が近接しやすい位置に設けるよう指導しています。また、車椅子使用者用便房内の非常ボタンについては、他のボタンと識別できる仕様にするようお願いしています。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
60	146	個別施策⑩	音響信号の設置箇所や稼働時間の拡大をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに音響式信号機の整備推進や、スマートフォンのアプリに連動して作動する音響式信号機の導入など、関係機関と連携ていきます。
61	146	個別施策⑩	音響信号は少しずつでもよいので交差点の両側に設置してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに音響式信号機の整備推進など、関係機関と連携ていきます。
62	146	個別施策⑩	音響信号の増設をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに音響式信号機の整備推進など、関係機関と連携ていきます。
63	152	個別施策⑪	障害別の災害時支援体制が考えられているかどうか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区では、各種障害者支援団体やボランティア団体と連携し、情報提供などを要配慮者への支援を行っていきます。 また、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受け入れを行います。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
64	152	個別施策④)	在宅避難の考え方や取り組みの状況について教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区では、避難所での三密(密閉・密集・密接)を避けるため、また、避難所での環境変化による避難者の体調悪化を防ぐため、在宅避難や縁故避難などの分散避難を推進しています。 また、在宅避難者に対しても避難所生活者と同量の食料を備蓄するとともに、在宅避難継続のためのマンション居住者への支援も行います。
65	152	個別施策④)	災害時における安否確認の想定についてうかがいたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区では、区と福祉関連事業者の災害時における協力体制に関する協定を整備し、災害が発生した際に事業者に対して、施設を利用する利用者を中心に、安否の確認、状況に応じた支援の提供、区等への救助の要請等を行うことを求め、区はそれに要した費用を負担するなど事業者の活動を総合的に支援していくこととしています。
66	152	個別施策④)	災害時における医療機関と連携した常備薬の確保をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を指定し、災害医療救護支援センター、災害薬事センターにおいて、医療救護所や避難所での医療ニーズを把握し、医薬品の調達・配分などの調整を行います。
67	152	個別施策④)	災害時における視覚障害者の避難誘導等について、民生委員の活用を図ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 災害時は、まずは民生委員自身と家族の安全確保を最優先としています。 その後、無理はせず出来る範囲で、災害時要援護者名簿等に登録された方の安否確認等を行います。 そのため、避難誘導等を行うことは難しいと考えています。
68	152	個別施策④)	災害時における民生委員の対応についてどのようにお考えか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 災害時は、まずは民生委員自身と家族の安全確保を最優先としています。 その後、無理はせず出来る範囲で、災害時要援護者名簿等に登録された方の安否確認等を行います。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
69	152	個別施策④①	災害時に安心して尊厳のある避難生活を送るための支援をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>大規模災害時の在宅避難者への支援については、学校避難所が被災者の生活の場となるとともに、地域の応急活動拠点となります。学校避難所では、防災区民組織、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得ながら、在宅避難者への物資の供給や情報の伝達を実施してまいります。</p>
70	152	個別目標④①	インクルーシブ教育や災害時の避難所機能の拡充も見据えた公立小・中学校のバリアフリー化や改修工事の予定等も入れていただけるとありがたい。	D今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>障害のある子などを各区立学校で受け入れるために校舎のバリアフリー化を進めていくことについては、教育委員会でも重要な課題であると認識していますが、例えばエレベーターの設置についても、構造上困難な状況などもありますので、各校舎の大規模改修等の機会を捉え、バリアフリー化を検討します。</p>
71	152	個別施策④①	聴覚障害者にも対応した防災無線の整備をお願いしたい。	A意見の趣旨を計画に反映する	<p>ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。</p> <p>区では、高齢者や障害者などの災害時要援護者名簿登録者に対して、災害情報を確実に伝達するための新たなツールとして、令和4年度に280MHz帯の防災ラジオの無償貸与を行い、令和5年度から運用を開始するとともに、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。</p> <p>素案p.134「防災ラジオの無償貸与を行っています。」について、「防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。」と変更します。</p> <p>防災ラジオの無償貸与については、まだ認知度も低いと思われるため、引き続き災害時要援護者名簿の登録者に対し周知してまいります。</p>

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
72	167	成果目標	障害児福祉計画・障害福祉計画の成果目標の設定方法について、全国一律の内容で目標を立てるものなのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 新宿区の障害児福祉計画・障害福祉計画の成果目標は国の基本指針を基に区の状況を踏まえた目標としています。
73	177	成果目標1	放課後等デイサービスの充実のため、空家や空きスペースを活用する取り組みはあるか。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区内の空き物件情報があれば必要に応じて情報を開設を希望する事業者に提供しています。
74	177	成果目標1	子ども総合センターの児童発達支援センターへの機能拡充について詳細を教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 子ども総合センターの発達支援コーナー(愛称あいあい)を児童発達支援事業所から児童発達支援センターに機能を拡充するという目標です。具体的には、相談体制の整備や民間事業所への助言及び支援、ペアレンツメント事業等の保護者支援の充実を図っていきます。
75	177	成果目標1	児童発達支援センターで行う事業の内容について、詳細を教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 子ども総合センターの発達支援コーナー(愛称あいあい)を児童発達支援事業所から児童発達支援センターに機能を拡充するという目標です。具体的には、相談体制の整備や民間事業所への助言及び支援、ペアレンツメント事業等の保護者支援の充実を図っていきます。PT、OT、STの個別指導については、児童発達支援として、これまでどおり、就学前のお子様を対象として、実施します。
76	177	成果目標1	児童発達支援センターとまいペーすの連携について、詳細を教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 子ども総合センターの発達支援コーナー(愛称あいあい)を児童発達支援事業所から児童発達支援センターに機能を拡充するという目標です。通所については、現在も子ども総合センター発達支援コーナー(愛称あいあい)で行っています。3階まいペーすについては、現在と同様に就学されるお子様の保護者が方が、直接、ご利用の申請していただくことに変更はありません。
77	177	成果目標1	児童発達支援センターの設置状況について教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 23区中半数以上の区に児童発達支援センターが設置されています。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
78	178	成果目標1	重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所とはどこか。また、目標が達成できなかった場合どうなるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所は、ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター、ノーサイド新宿ミュージックケア、児童発達支援 放課後等デイサービス はぴねす、新宿区立子ども総合センターの4所です。目標を4か所以上としていますが、今後も重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所利用の需要に応じ事業所の開設が促進されるよう支援していきます。
79	183	成果目標5	成果目標5の福祉施設から一般就労への移行について、一般就労とはどのような意味か。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 令和5年度までに区内の就労支援事業所等(就労移行支援、就労継続支援A型・B型(障害福祉サービスで定める、一般就労が困難な障害者への福祉的就労))における民間企業などの一般就労者数を年間26名以上としています。
80	183	成果目標5	福祉施設から一般就労への移行等について、就労移行支援の制度が自治体によって違うのではないか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 障害者総合支援法では就労移行支援の標準利用期間を2年間と定めています。なお、必要がある場合には3年目の特例延長にも適切に対応しております。
81	183	成果目標5	障害福祉計画の「成果目標5 福祉施設から一般就労への移行等」の数値の算出根拠を教えていただきたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 目標5の数値目標については、国の基本指針を踏まえた目標設定とされています。移行者数に関する目標数値については、区の現状を踏まえた数値で設定しています。
82	183	成果目標5	「目標5 福祉施設から一般就労への移行等」の数値は3障害をあわせた数値か。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 「目標5 福祉施設から一般就労への移行等」の数値は、身体障害者、知的障害者、精神障害者を合わせた数値です。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
83	185	成果目標6	相談支援体制の充実・強化等について、グループホームや作業所の職員の専門性向上と本人や家族に寄り添った相談支援をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 グループホームや作業所の職員が専門性を高める場として、地域生活支援拠点の事業内で、「専門性向上のための研修」をシャロームみなみ風に委託実施しています。 また障害福祉サービスの利用は契約に基づいて決定されますので、急に施設に移されてしまうことは原則としてありません。ただし、障害者虐待防止法による緊急措置として、障害者本人の生命を守るためにやむを得ない措置をすることはございます。
84	185	成果目標6	相談支援体制の充実・強化等について、本人・家族が納得できるよう丁寧な説明をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 相談支援事従事者の役割は今後も重要視しています。相談支援事業所連絡会や各種研修事業を通じて、スキルアップを図ってまいります。
85	186	成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、事務負担の軽減とはどういうことか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 障害福祉サービス等に対する介護給付費の請求に関する事務については、事務専従の職員で対応する事業所がある一方、多くの事業所で管理者や直接処遇職員によって対応している状況があります。この点、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果等を分析し、介護給付費請求の返戻事例を集團指導等の機会を通じ指導や周知を行うことで、給付費請求時の誤りを未然に防ぎ、返戻後の過誤申請手続き等、請求事務処理に係る負担を可能な限り軽減するという趣旨です。
86	194	障害福祉サービスの必要量見込等	居宅介護のサービス見込量の算出方法を教えてほしい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 居宅介護の見込量については、過去の実績に基づいて算出しており、伸び率を勘案して設定しています。
87	201	2 障害福祉サービスの必要量見込等	短期入所の対象となる障害種別の表について、間違いがあるのではないか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 短期入所の対象となる障害については各事業所が東京都に届け出ている内容を基に記載しています。

No	計画案頁	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
88	201	2 障害福祉サービスの必要量見込等	グループホームの対象となる障害種別の表について、間違いがあるのではないか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 グループホームの対象となる障害については各事業所が東京都に届け出ている内容を基に記載しています。
89	210	3 地域生活支援事業の必要量見込等	今後の自立支援協議会の位置づけや体制について見直していただきたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 地域における障害者等への支援体制に関する課題について自立支援協議会で有意義な協議が行つていけるよう、関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実できるための体制の整備について研究していきます。
90	217	3 地域生活支援事業の必要量見込等	身体障害者福祉ホームについて、実施か所が3か所のうち、あじさいホーム・ひまわりホームの他にあと1か所はどこか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区内に身体障害者福祉ホームは、あじさいホーム・ひまわりホームの2か所のみですが、区民が利用する身体障害者福祉ホームが区外に1か所あります。
91	-	その他	物価上昇に対応してプレミアム付き商品券の発行をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 令和5年度は、物価高騰下における地域経済活性化と区民生活の応援のため、プレミアム付商品券事業を実施しています。今後も、経済状況に応じた施策を講じていきます。